

# 伊豆半島エコツアーリズム推進全体構想 (素案)

平成 30 年 2 月

伊豆半島ジオパーク推進協議会

## (目次)

第1章 伊豆半島エコツーリズムを推進する地域.....	1
1-1 推進の目的及び方針.....	1
1-2 推進する地域.....	6
第2章 対象となる自然観光資源.....	7
2-1 自然観光資源.....	9
2-2 その他の観光資源.....	54
第3章 伊豆半島エコツーリズムの実施の方法.....	55
3-1 ルール.....	55
3-2 ガイダンス及びプログラム.....	62
3-3 モニタリング及び評価.....	64
3-4 その他.....	64
第4章 自然観光資源の保護及び育成.....	65
第5章 協議会の参加主体.....	66
第6章 その他エコツーリズムの推進に必要な事項.....	67
6-1 環境教育の場としての活用と普及啓発.....	67
6-2 他の法令や計画等との関係及び整合.....	67
6-3 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和.....	69
6-4 地域の生活や習わしへの配慮.....	69
6-5 安全管理.....	69
6-6 全体構想の公表.....	69
6-7 全体構想の見直し.....	69
【参考】用語解説.....	70

## 第1章 伊豆半島エコツーリズムを推進する地域

### 1-1 推進の目的及び方針

#### (1) 推進の背景と目的

##### ①伊豆半島ジオパーク

伊豆半島は、静岡県東端から南へ約 60km にわたって突き出した半島で、東西は約 40km、海岸線は 318km にも及んでいます。もともと伊豆半島は、本州のはるか南にあるフィリピン海プレート上にできた海底火山群であり、幾度の噴火を繰り返しながらフィリピン海プレートとともに北に移動し、約 100 万年前に本州に衝突して現在のような半島の形となりました。

伊豆半島では、現在も火山活動や地殻変動が続いており、これによって変化に富んだ山地や海岸線、また多種多様な動植物の生態系や温泉などの自然環境が形成されるとともに、これらの自然環境の恩恵を受けながら独特な歴史・文化・食などが育まれてきました。

このような地球の活動によってできた伊豆半島の大地（ジオ）の遺産を守るとともに、持続可能な形で活用しながら地域の振興を図るため、伊豆半島を構成する 15 市町（沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、清水町）2,027km<sup>2</sup>（陸域 1,585km<sup>2</sup>、海域 442km<sup>2</sup>）の範囲を「伊豆半島ジオパーク」とし、「南から来た火山の贈りもの」をテーマにさまざまな活動を行っています。

#### 伊豆半島ジオパークのテーマ

メインテーマ：南から来た火山の贈りもの

サブテーマ：

- ①本州に衝突した南洋の火山島
- ②海底火山群としてのルーツ
- ③陸化後に並び立つ大型火山群
- ④生きている伊豆の大地
- ⑤変動する大地と共に生きてきた人々の知恵と文化

##### ②ジオパークとしての伊豆半島の特徴

###### ■地形

伊豆半島の大部分は山地で占められており、最高峰は標高 1,405m の万三郎岳（天城山）で、一帯は国内有数の多雨地帯となっています。海に突き出した高い山地は多くの雨をもたらす、また複雑に入り組んだ海岸地形は半島内の各地を隔て、地域ごとに異なる風土・文化を形成しています。

一方、伊豆半島をのせるフィリピン海プレートが、ユーラシアプレートや北米プレートの下に沈み込んでいることから、伊豆半島周辺の海域では、水深が急に深くなるといった大きな特徴があります。半島西部の駿河湾では、フィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界部に駿河トラフが形成されており、石廊崎と御前崎を結ぶ線上の湾口部では、水深が

2,500mにも達しています。また、半島東部の相模灘では、フィリピン海プレートと北米プレートの境界部に相模トラフが形成されており、大島の東側の湾口部では、水深が1,500mに達しています。

また、天城山に源を発し、伊豆半島最大の河川である狩野川は、太平洋側の河川としては珍しく北流する川となっています。そして、伊豆半島には、狩野川を除いて大きな川の河口がないことから、海へ流れる土砂の量は少なく、沿岸部のすぐ近くに深い海を有し、多様な温度・水質をもつ流れがあることも相まって、周辺海域は豊かな漁場となっています。

### ■気候

伊豆半島の気候は、地域によって様相が異なっています。黒潮の影響を受ける沿岸部の年間平均気温は15℃～17℃と、年間を通して比較的温暖である一方、半島中央部の天城山付近においては、冬季に積雪になることも少なくありません。また、前述のとおり、天城山は国内有数の多雨地帯となっています。

### ■生態系

地域によって異なる地形は、伊豆半島の各地に多様な生態系を育んでいます。

万二郎岳や万三郎岳といった複数の峰からなる天城山には、太平洋岸では珍しく広範囲にブナ林が広がり、ヒメシャラやカエデなどの天然林が生息しているほか、田方平野東方の函南町には、標高500m～850mの斜面に2.2km<sup>2</sup>の原生林が広がっています。また、伊豆半島の北西部、沼津市の大瀬崎一帯には、自然群生地としては日本最北端となるビャクシンの群落が分布しています。

さらに、伊豆の海では温帯性の多様な生物が生息しています。伊豆沿岸からは多くの新種や日本初記録種が報告されるなど、伊豆周辺以外ではほとんど見られない特有の魚種が多く発見されています。伊豆半島付け根の内浦湾は造礁サンゴの北限となっているほか、相模灘や駿河湾では深海性の魚介類が、駿河湾には世界最大級の節足動物であるタカアシガニが生息しています。さらに、沿岸のほとんどに藻場の分布が見られます。

### ■歴史・文化

伊豆半島には、狩猟など食物採集が中心であった旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡が多く分布しており、河津町の見高段間遺跡などからは神津島産の黒曜石も多数発見されています。稲作が中心となった弥生期以降の遺跡も多く残っていますが、平地に乏しい伊豆南部では、海岸線や川沿いを中心に開拓されています。

古墳時代の遺跡としては、伊豆で初めて前方後円墳が確認された向山古墳群や、公園として整備されている柏谷横穴群、江間横穴群などが発見されています。

また、幕末には、伊豆の下田で開国を行うための条約が締結されるなど、伊豆半島は歴史の重要な節目の舞台となりました。このため、江戸末期に大砲製造が試みられ、現在は世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとなっている葦山反射炉や、我が国初の米国総領事館となった玉泉寺など、数多くの国指定史跡が残されています。

ところで、伊豆半島の歴史・文化で特筆に値するものとして、伊豆石とその石丁場が挙げられます。伊豆石は伊豆半島特産の石材で、古くから各種石造建築に使われてきました。伊豆石は、その独自の風合いから、現在でも一般家屋にも用いられており、下田市をはじめ、歴史ある蔵や街並みにある家屋の壁として各地で見られます。

■信仰と祭り

古来より伊豆は地震・火山噴火などが多い地域であったことから、自然災害への脅威は神への畏怖へとつながり、神の怒りを鎮めるために多くの神社が建てられたと考えられています。伊豆の一宮である三嶋大社は、伊豆半島で最も重要な神社となっています。

■文学者

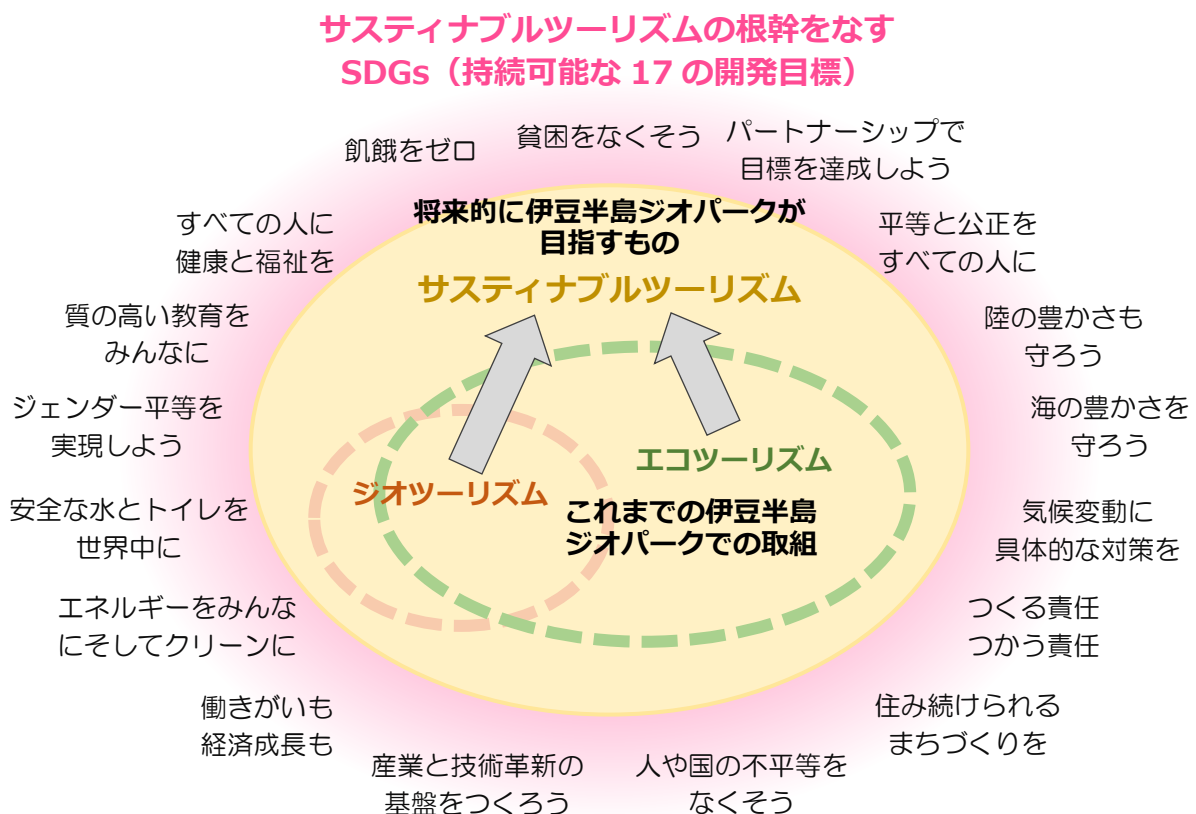
温泉資源に恵まれた伊豆は、文学者に愛された場所でもあります。1968年にノーベル文学賞を受賞した川端康成をはじめ、井上靖や太宰治、吉本ばなななど、伊豆の自然や素朴な人々に魅了された多くの文学者が伊豆を訪れています。そのため、こうした作家・作品と関わりの深い旅館や温泉なども多数あります。

③ジオツーリズム、エコツーリズム、そしてサスティナブルツーリズムへ

このように、ジオ遺産をはじめとする数多くの資源・資産を有する「伊豆半島ジオパーク」では、もともと地域住民や大学の研究者が中心となった活動が基盤にあり、各市町の特徴を生かした個性的な活動が展開されてきました。

平成22年度には「伊豆半島ジオパーク推進協議会」が設立され、より一層、産・官・学・民が一体となった「ジオツーリズム」や「エコツーリズム」の活動を行っており、ジオ遺産をはじめとする自然環境や、地域の歴史文化を体験し学び、それらの保全に責任を持つ観光のあり方を追求しています。

このようななか、平成27年の国連サミットにおいてSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））が採択されたことを受け、「伊豆半島ジオパーク」では、これまでの「ジオツーリズム」や「エコツーリズム」の概念をさらに広げた「サスティナブルツーリズム」を実現すべく、今まで以上に伊豆半島の豊かな自然・歴史文化の保全と次代への継承を図りつつ、基幹産業である観光産業を中心とした持続可能な地域経済の確立を図るため、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を策定することとしました。



## (2) 推進にあたっての現状と課題

### ①伊豆半島ジオパークの現状

#### ■人口の概況

「伊豆半島ジオパーク」のエリア内 15 市町の人口は 669,585 人、世帯数は 278,158 世帯となっています（平成 27 年国勢調査）。大部分が山地で占められているため居住地域が限られ、沿岸部や山間部の狭い平野に人口が偏在しています。特に半島北部の狩野川中下流域の田方平野内周辺に位置する 5 市町（沼津市、三島市、函南町、清水町、長泉町）に人口の約 62%が集中しています。

#### ■地域の概況

伊豆半島の産業は、交通利便性に恵まれた北部地域と多様な自然景観に富む中南部地域に大別されます。伊豆北部地域は東名・新東名高速道路、東海道新幹線などの交通インフラが発達しており、東京、横浜、名古屋など都心のハブで、東京まで 1 時間という立地と豊富な水資源から、商工業が盛んであるとともに、首都圏のベッドタウンにもなっています。一方、中南部は一年を通し観光客を引きつける風光明媚な景色、温泉、海、食などがあり、それらを求めて主に首都圏から観光客が訪れており、観光産業が主な産業となっています。

#### ■観光産業

伊豆半島の観光業を支える主要な資源に温泉があります。火山の多い日本では、人々は体と心を休め、体の機能を回復させるために古くから温泉を利用してきました。しかし、国内の温泉観光地の宿泊客数は長期的に減少傾向にあり、伊豆半島においても同様の状況になっています。

伊豆半島では、多様化する観光客のニーズの変化を踏まえ、地域の本当にいいものを地域の人が誇りに思い、それを保育・保全しながら、来訪者と分かち合う持続可能な観光を目指しています。平成 26 年度に策定された静岡県観光躍進基本計画では、地域価値の再発掘や共有のための方法として、「伊豆半島ジオパークの推進」を重点施策の一つに掲げています。

#### ■農林業

伊豆半島は山間部が多く、山間地の狭い平野部と北部の田方平野を除くと、稲作に適した地域が少ないのが特徴となっています。

地域の特徴的な農産品として、豊富な湧き水を利用したワサビのほか、三島野菜、函南スイカ、伊豆のシイタケがあり、また丹那盆地や西天城高原では、地形を生かした酪農がおこなわれています。

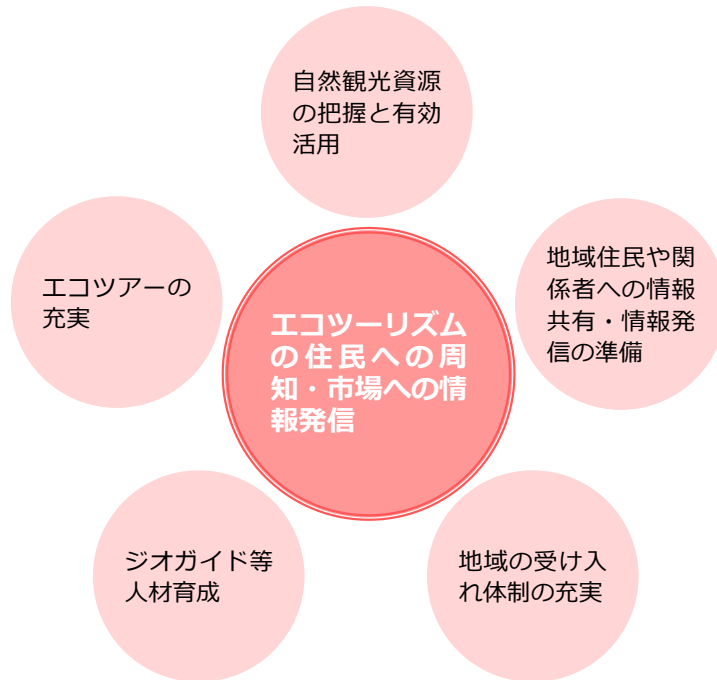
#### ■水産業

伊豆半島では、その成り立ちから浅い海から深い海までの多様な魚種に恵まれています。特に沼津市戸田ではタカアシガニ漁、東海岸ではキンメダイ漁が行われています。

これら水産資源は、国が科学的に資源調査を定期的に行っており、持続可能原則のもと、資源評価を行いながら、国や県による漁業権免許や許可制度、漁獲可能量制度などのほか、漁業者による自主的な資源管理も行いながら、適切な資源管理が行われています。

②エコツーリズムの推進にあたっての課題

「伊豆半島ジオパーク」は、その対象範囲が広く自然環境も多様化しているほか、関係する地元市町も15に及ぶため、エコツーリズムの住民への周知・市場への情報発信が最大の課題となっています。



(3) 推進の基本的方針

「伊豆半島ジオパーク」におけるエコツーリズムの推進にあたっては、「伊豆半島ジオパーク」に関わるすべての人の理解と協力が必要不可欠であり、エコツーリズムの目的や目標の共有のもと、「持続可能な地域づくり」を基本方針とする取組を推進していきます。



## 1-2 推進する地域

### (1) 推進する地域の範囲及び設定にあたっての考え方

エコツーリズムの推進地域は、「伊豆半島ジオパーク」との整合を図り、伊豆半島を構成する15市町及びその海域（海岸線から3km）の範囲とします。

「伊豆半島ジオパーク」の地形的要素、自然的要素等を勘案し、以下の考え方でゾーニングします。

- ・山間地ゾーン
- ・里山・都市ゾーン
- ・海岸・海域ゾーン





## 第2章 対象となる自然観光資源

下表に示す既存資料をもとに、エコツーリズムの主な対象となる「自然観光資源」と「その他の観光資源」に整理しました。

なお、「自然観光資源」及び「その他の観光資源」一覧表の凡例は、次頁に示したとおりです。

表. 既存資料一覧

No.	既存資料	URL
1	まもりたい静岡県の野生生物 動物版 (静岡県自然環境調査委員会、2004)	
2	まもりたい静岡県の野生生物 植物版 (静岡県自然環境調査委員会、2004)	
3	第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査 (生物多様性センターホームページ)	<a href="http://www.biodic.go.jp/">http://www.biodic.go.jp/</a>
4	静岡県の哺乳類【資料編】 (静岡県自然環境調査委員会哺乳類部会、2005)	
5	静岡県の鳥類 (静岡の鳥編集委員会、2010)	
6	静岡県の淡水魚類 (板井隆彦、1982)	
7	環境アセスメントデータベース	<a href="https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/">https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/</a>
8	ジオMAP・パンフレット (伊豆半島ジオパーク推進協議会・ 伊豆かかりつけ湯協議会)	
9	日本のサンゴ礁 (環境省・日本サンゴ礁学会、2004)	<a href="https://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/reference/mokuji.html">https://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/reference/mokuji.html</a>
10	環境省 生物多様性の観点から重要度の高い海域	<a href="http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/12807.html">http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/12807.html</a>
11	神子元ハンマーズ —神子元のダイビングサービス—	<a href="http://www.mikomoto.com/">http://www.mikomoto.com/</a>
12	日本野鳥の会ホームページ: カンムリウミスズメ保護の取り組み	<a href="http://www.wbsj.org/nature/kisyou/sw/index.html">http://www.wbsj.org/nature/kisyou/sw/index.html</a>
13	原生の森公園 (函南町ホームページ)	<a href="http://www.town.kannami.shizuoka.jp/shisetsu/koen/koen-chogenseinomori.html">http://www.town.kannami.shizuoka.jp/shisetsu/koen/koen-chogenseinomori.html</a>
14	第2回・第3回・第4回自然環境基礎調査 (生物多様性センターホームページ)	<a href="http://www.biodic.go.jp/">http://www.biodic.go.jp/</a>
15	平成27年度富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域ジオパークと連携した保全活用推進業務 (アジア航測株式会社、2016)	
16	伊豆半島ジオパークホームページ	<a href="http://izugeopark.org/">http://izugeopark.org/</a>
17	沼津市観光情報	<a href="http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kankou/index.htm">http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kankou/index.htm</a>
18	三嶋大祭りホームページ	<a href="http://www.mishima-cci.com/maturi/">http://www.mishima-cci.com/maturi/</a>
19	月光天文台	<a href="http://www.gekkou.or.jp/">http://www.gekkou.or.jp/</a>
20	静岡県ホームページ (自然環境保全地域の概要)	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoka-070/park/hozenntiiki.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoka-070/park/hozenntiiki.html</a>
21	ふじのくに文化資源データベース	<a href="http://www.fujinokunibunkashigen.net/">http://www.fujinokunibunkashigen.net/</a>

表. 自然観光資源及びその他の観光資源一覧表の凡例

項目	凡例	関係法令・図書等
文化財保護	国天 : 国指定天然記念物 県天 : 県指定天然記念物 県有形民俗 : 県指定有形民俗文化財 市天 : 市指定天然記念物 市史跡 : 市指定史跡 町天 : 町指定天然記念物 町絵画 : 町指定絵画	・文化財保護法 (法第 214 号、昭和 25 年) ・静岡県文化財保護条例 (条例第 23 号昭和 36 年) ・各市町文化財保護条例
種の保存法	特定国内 : 特定国内希少野生動植物種 国内 : 国内希少野生動植物種 緊急 : 緊急指定種	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) (法律第 75 号、平成 4 年)
環境省 RL	CR+EN : 絶滅危惧 I 類 CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類 VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群	・環境省レッドリスト 2017 (平成 29 年、環境省)
静岡県 RL	CR : 絶滅危惧 IA 類 EN : 絶滅危惧 IB 類 VU : 絶滅危惧 II 類 NT : 準絶滅危惧 DD : 情報不足 LP : 絶滅のおそれのある地域個体群 N-I : 要注目種 (現状不明) N-II : 分布上注目種等 N-III : 部会注目種 ★ : 地域全体が移入 /★ : 天然分布域の移入 ☆ : 天然分布しカテゴリー外	・静岡県版レッドリスト 2017 (平成 30 年、静岡県)
地形 RDB	選定基準 ① : 日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形。 ② : ①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。 ③ : 多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。 ④ : 動物や植物などの生育地として重要な地形	・日本の地形レッドデータブック <第 1 集> 危機にある地形 新装版 (小泉武栄・青木賢人, 2000) ・日本の地形レッドデータブック <第 2 集> 保存すべき地形 (小泉武栄・青木賢人, 2002)

## 第3章 伊豆半島エコツアーリズムの実施の方法

### 3-1 ルール

伊豆半島エコツアーリズムの基本方針を実現するとともに、地域住民の生活環境や参加者の安全などを確保し、よりよいエコツアーを継続していくため、伊豆半島エコツアーリズムのルール（地域の取り決め）を設定します。

ルールは、伊豆半島ジオパーク推進協議会（以下、「推進協議会」という。）やエコツアー実施者（以下、「実施者」という。）、エコツアー参加者（以下、「参加者」という。）が互いに協力しながら守るよう努めるものとします。

#### （1）ルールによって保護する対象

ルール(地域の取り決め)によって保護する対象は、エコツアーリズムで活用する自然や文化、歴史などの自然観光資源及び環境全般とし、以下の3つを設定します。

- |   |
|---|
| <p><b>A 野生動植物とその生息地・生育地</b></p> <p><b>B 史跡、伝統文化など</b></p> <p><b>C 地球環境やエネルギーなどの環境全般</b></p> |
|---|

また、エコツアーの実施にあたり守る必要がある地域住民の生活環境や、参加者の安全のほか、参加者の満足度を高めるためのエコツアーの質も、ルールの対象として設定します。

- |  |
|--|
| <p><b>D 地域住民の生活環境</b></p> <p><b>E 参加者の安全</b></p> <p><b>F エコツアーの質</b></p> |
|--|

## (2) ルールの内容及び設定理由

保護する対象ごとのルールとその設定理由を示します。

### A 野生動植物とその生息地・生育地

**A-1 里地・里山や海岸・海上の生活文化体験で、ヨモギをはじめとする野草やワラビ、タラノメなどの山菜の採取、定置網の体験などをする場合、実施者は事前に土地の所有者や漁業協同組合の了解を得ましょう。**

#### 【設定理由】

野草や山菜は土地所有者の所有物であり、定置網にあたっては漁業協同組合の了解を得る必要があることから設定します。

**A-2 実施者は、在来の野生動植物の捕獲・採取を、有害鳥獣に指定された動物以外は原則として行わないようにし、昆虫や川の生きものなどを観察のために捕獲した場合は、観察後に元の場所に戻しましょう。特に環境省や静岡県「レッドデータブック」に記載されている生きものについては、捕獲・採取は行わないように留意しましょう。**

#### 【設定理由】

在来の野生動植物は、生態系の一員として相互に関係を持ちながら生息・生育しているため、希少種のみならず、他の種も保護していく必要があることから、本項目を設定します。ただし、環境省が指定する特定外来生物や、増えすぎて農林漁業被害を与えている有害鳥獣に指定された生物は除きます。

**A-3 里地・里山や、海岸・海上における生活文化体験で、野草や山菜、魚などを採取する場合は、採取する量は必要最小限にとどめ、資源を根絶やしにしないようにしましょう。参加者は、実施者に許可されたもの以外の野生動植物の捕獲・採取は行わないようにしましょう。**

#### 【設定理由】

エコツアーでは、地域の生活文化体験としての野草摘みや山菜採り、魚採りのほか、環境教育のための一時捕獲も想定されます。これらは、再生可能な限界を越えて過剰に採取・捕獲をすると衰退や絶滅を招くことから、必要最小限に留め、資源を根絶やしにしないようにする必要がありますことから、本項目を設定します。

**A-4 推進協議会及び実施者は、希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報については、その場所が明確に特定されるような情報の公開や紹介をしないようにしましょう。エコツアーの実施に際しては、希少種に対し特段の配慮をしましょう。**

#### 【設定理由】

希少な動植物等は、園芸目的の盗掘や採集、密猟等が絶滅の要因となっています。また、多くの人が観察や写真撮影に集まると、生息・生育環境が悪化する恐れがあり、保護のために情報管理が必要であることから設定します。

**A-5 動植物を観察するエコツアーでは、実施者は野生動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないよう、観察方法や観察場所を工夫するとともに、参加者に注意を促しましょう。また、参加者は実施者の注意を守りましょう。**

**【設定理由】**

砂浜に上陸・産卵するアカウミガメでは、懐中電灯や写真撮影の光が生息に悪影響を与える恐れがあります。また、子育て中の岬馬に過剰に接近することも、生息に悪影響を与える可能性があり、こうした野生動植物への悪影響を防ぐために設定します。

**A-6 実施者は、野生動物に餌付けをしないようにしましょう。参加者も、野生動物には餌を与えないようにしましょう。**

**【設定理由】**

野生動物に餌を与えると、動物本来の生活様式が変わったり、自分で餌をとらなくなったりすることから、これを防止するために設定します。

**A-7 参加者が多くなると、動植物の生息・生育環境への影響が大きくなります。実施者は、野生動植物の生息・生育環境への悪影響が出ないように、エコツアーの参加人数やルートを配慮して設定しましょう。また、モニタリング及び評価の結果から、エコツアーの参加人数について見直していきましょう。**

**【設定理由】**

参加者が多くなると土や芝地の踏み固めなどにより、野生動植物の生息・生育環境への悪影響が大きくなります。これを回避するためには、エコツアー参加人数を制限することが必要であることから設定します。

**A-8 里山の雑木林などは、人の手が入ることによって守られ、維持されてきたことから、枝打ちや野焼き等の環境管理が望まれます。しかし、管理方法によっては動植物に悪影響を与えることも考えられることから、自然を保全するエコツアーの実施にあたっては、実施者は専門家(推進アドバイザー等)の助言を得るようにしましょう。**

**【設定理由】**

森林や草原などの環境管理は、自然環境を保全・再生するエコツアーとして実施が望まれるものですが、管理方法によっては動植物への悪影響を与える可能性もあり、これを防ぐために設定します。

**A-9 参加者は、動植物や岩などを不用意に傷つけたり、落書きをしたり、持ち去ったりしないようにしましょう。実施者は、参加者がこれらの行為をしないよう注意を促しましょう。**

**【設定理由】**

自然観光資源を守り、これを大切にすることは、エコツアーリズムの基本姿勢であることから設定します。

**A-10 外来の動植物の移入や増殖は、地域本来の自然の喪失や農林水産業などへの悪影響があることから、実施者は、外来の動植物の移入や増殖を予防・防止するようにしましょう。**

**【設定理由】**

外来の動植物(特に侵略的外来種)は、地域本来の生態系に影響を与えるほか、農林水産業などに悪影響が出る場合もあることから、移入や増殖を防ぐために設定します。

## B 史跡、伝統文化など

**B-1 参加者は、史跡や建物などに傷をつけたり、落書きをしたりしないようにしましょう。実施者は、参加者がこれらの行為をしないように注意を促しましょう。**

**【設定理由】**

資源を守り、大切にすることは、エコツアーリズムの基本姿勢であることから設定します。

**B-2 実施者、参加者ともに、伊豆に伝わる伝統文化を尊重し、エコツアーでの活用が伝統文化を変えないように留意しましょう。**

**【設定理由】**

長年受け継がれてきた地域の伝統文化が、エコツアーでの活用によって大きく変わることがないように設定します。

**B-3 実施者・参加者は、地域の人がもっている資料を見たり、触ったりする時は、それを傷めないよう丁寧に取扱いましょう。**

**【設定理由】**

エコツアーを継続するためには、地域の歴史資料が、確実に後世に残される必要があります。そのためには、利用する側が丁寧に取り扱い、できるだけ動かさないことや、みだりに借用をしないようにする必要があることから設定します。

**B-4 実施者は、地域の人がもっている資料の借用はできるだけ避け、コピーを取ったり、写真を撮影したりする時は、所有者の了解を得て、エコツアーの目的以外では使用しないようにしましょう。**

**【設定理由】**

資料の借用は紛失やき損の恐れがあるほか、コピーや写真なども、エコツアー以外の場所で利用されると、予想しない用途で使われる場合もあることから設定します。

## C 地球環境やエネルギーなどの環境全般

**C-1 地元産品の利用は、環境保全や地場産業の振興につながることから、実施者はエコツアーでその利用を勧めましょう。また、環境への負担が少ない製品を使用しましょう。**

**【設定理由】**

地場産品の使用を推進することは、地産地消を促進し、輸送エネルギーの削減、森林管理の促進による二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全など、環境保全につながるほか、地場産業の振興にも役立ちます。また、再利用が可能な食器や、環境に配慮した洗剤などの、環境負荷が少ない製品を使用することにより、環境を保全するというエコツアーリズムの目的を実践することになるため、本ルールを設定します。

**C-2 実施者は、ごみの排出を極力抑えましょう。また、参加者はごみを捨てずに持ち帰りましょう。**

**【設定理由】**

ごみの排出は、最終的に二酸化炭素の増加をはじめとする環境負荷の増加につながります。また、ごみの持ち帰りは、ごみの排出を抑制する意識の向上に役立つことから設定します。

**C-3 実施者は、参加者にエコツアーリズムの目的や考え方、ルールについて理解してもらいましょう。**

**【設定理由】**

エコツアーの参加者に「自然の保全と文化の伝承」をはじめとするエコツアーリズムの目的や考え方、ルールを理解してもらうことで、環境保全への認識や理解が深まると考えられます。また、参加者に説明することにより、実施者自身も環境保全について再確認をすることになることから設定します。

**D 地域住民の生活環境**

**D-1 実施者は、エコツアーの実施日時や目的について、事前に地域住民に説明し、エコツアーへの理解を得るようにしましょう。**

**【設定理由】**

エコツアーは、案内を受けながら団体で行動するため、突然目にした住民は警戒心や反感を持つ可能性があります。こうした事態を防ぐために本ルールを設定します。また、事前に説明することは、地域住民にエコツアーへの興味を持って頂いて、参加を促す効果もあることから設定します。

**D-2 住民の生活の場で行われるエコツアーでは、住民の生活環境や営農環境を守るため、実施者は、住宅の敷地や農地などに立ち入る場合には、事前に承諾を得るようにしましょう。また、参加者はガイドの案内なく住宅の敷地や農地などに立ち入らないようにしましょう。**

**【設定理由】**

地域住民の生活環境や営農環境を守るために、許可無く住宅の敷地や農地に立ち入ることがないように設定します。

**E 参加者の安全**

**E-1 実施者は必ず保険(傷害保険や賠償責任保険)に加入し、補償内容を参加者へ事前に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を実施者及び参加者双方で共有して明確にしておきましょう。特に休日は担当医が平日と異なることがあるため注意しましょう。また、船の場合は必ず事前に海上保安庁に届け出を出しておきましょう。**

**【設定理由】**

事故や急病の際に、参加者の安全を確保するとともに、事故の際の実施者の負担を軽減するために設定します。またエコツアーは休日に行われることが多いので、休日勤務医の連絡先を確認する必要があることから設定します。

**E-2 実施者は事前に活動場所の下見をして、エコツアー中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するためのルート変更や、天候悪化などに備えて代替え案を用意しておきましょう。また、海上では救命胴衣を着用するなど必要な資材を準備し、参加者の安全を確保しましょう。**

**【設定理由】**

エコツアー中の事故を防ぎ、参加者の安全を確保するために設定します。

**E-3 実施者は、エコツアー実施時の気象条件を的確に把握し、参加者の安全確保を第一に考え、エコツアー実施の可否や、参加者へ注意喚起すべき点を考えましょう。**

**【設定理由】**

実施者は、台風などの悪天候や、付随して発生する自然災害から参加者を守る責任があるために設定します。

**E-4 実施者は、実施前や実施中に参加者に注意喚起を必ず行いましょう。また、参加者は実施者の注意に従って行動しましょう。**

**【設定理由】**

実施者にとっては当然の事項でも、外部から来た参加者にとっては当たり前ではない場合もあることから設定します。

**E-5 実施者は、エコツアー中のけがや虫刺されなどに備え、救急医療品を用意しましょう。**

**【設定理由】**

参加者がエコツアー中にけがをしたり、虫に刺されたりした際に、救急医療を可能とするために設定します。

**E-6 推進協議会は、実施者が主体的にリスクマネジメントを行えるように、実施者を対象とした救急救命講習会を開催し、実施者はその講習を受講しましょう。また実施者は、推進協議会が作成する安全管理について記載したエコツアー実施の手引きをもとに、主体的にリスクマネジメントを行いましょう。**

**【設定理由】**

参加者の安全を確保するためには、実施者がリスクマネジメントについて定期的に学び、万が一の時に備え、安全管理についてルール化することが重要であることから設定します。

## F エコツアーの質

**F-1 実施者は、エコツアーの内容を、伊豆半島エコツアーリズムの基本方針や、伊豆半島エコツアー実施の基本的な考え方に整合させ、伊豆半島らしいエコツアーを行いましょう。**

**【設定理由】**

多様な主体によるエコツアーが、伊豆半島エコツアーリズムの目指すエコツアーに整合するように設定します。

**F-2 実施者は、エコツアーの内容を考慮し、参加者全員が楽しめるように参加人数を設定しましょう。**

**【設定理由】**

エコツアーでは、参加人数が適正人数を超えると、参加者全員には目が行き届き難くなり、案内が十分に行えない等の問題が生じる場合があることから、エコツアーの適正な人数を守るために設定します。



**F-3 実施者は、エコツアーの準備を十分に行うとともに、継続ができるよう各種の設定に配慮し、募集の際には提示した事項を守りましょう。**

**【設定理由】**

エコツアーは、参加費収益を得ながらサービスを提供する商品です。参加者に満足を与えながら事業を継続していくためには、持続・継続を十分に意識した事業計画が必要です。また、募集の際に提示した事項を守ることが、エコツアーのブランドを守り、リピーターの獲得にも重要であることから設定します。

**F-4 実施者は、エコツアー開始時にスケジュールや目的について説明を行いましょう。また、エコツアー終了時に振り返りと挨拶を行いましょう。**

**【設定理由】**

参加者に安心して楽しんでもらうためには、一日のスケジュールを知らせる必要があります。また、エコツアーの意義を高めるには、目的について説明し、参加者の意識を高めることが望まれます。さらに、エコツアー終了時に目的を再確認しながら振り返りと挨拶を行うことで、伊豆半島の自然や文化に対する理解や、環境教育効果の向上が期待されることから設定します。

**F-5 実施者は「おもてなしの心」と「気づかい」を持ちましょう。**

**【設定理由】**

伊豆半島のエコツアーは、人と人とのふれあいと体験によって感動を与える旅であることから、その基本である「おもてなしの心」と「気づかい」を忘れないようにするために設定します。

### (3) ルールを適用する区域

ルールを適用する区域は、エコツアーリズムの推進地域と同様、「伊豆半島ジオパーク」との整合を図り、伊豆半島を構成する15市町及びその海域（海岸線から3km）の範囲とします。

### (4) ルールの適用にあたっての実効性確保の方法

- ・ ツアーの企画・実施に関する報告
- ・ ツアーを行う上でのルールの運用の定期的なチェック
- ・ 参加者へのルールの説明と協力依頼
- ・ ルールの定期的な見直し

## 3-2 ガイダンス及びプログラム

### (1) 地域におけるエコツアーの基本的な考え方

伊豆半島には、火山がもたらした変化に富んだ地形や多様で豊かな自然環境、またそこに定着した生態系のほか、これらと深い関わりの中で育まれてきた歴史・文化や生活の営みなど、数多くの資源があります。

伊豆半島で実施するエコツアーは、これらの資源を守りながら、ツアーに関わるすべての人がこれらの資源を「楽しむ」、「学び」、「伝える」ことで観光振興や地域振興につなげていくことを基本的な考え方とします。

### (2) 主なガイダンス及びプログラムの内容

#### ①「海」を活用したエコツアー

300kmを超える伊豆半島の海岸線は複雑に入り組んでおり、伊豆半島の大きな特徴の一つとなっています。海岸線及びその周辺海域には、漁港、ビーチ（海水浴場・浜）、河口、岩礁、サンゴ礁などが形成されており、動植物の生息地になっているほか、ジオポイントも数多く存在しています。

これら海の資源をエコツーリズムに積極利用することで、豊かな海の保全・管理に役立てるとともに、エコツーリズムの「楽しむ」、「学び」、「伝える」を通して、観光や地域の振興につなげ、さらに今後の新たな活動・取組を生み出すきっかけとします。

#### <主なエコツアーの内容>

- ・ダイビング
- ・シュノーケリング
- ・シーカヤック
- ・サーフィン
- ・ボディボード
- ・SUP
- ・釣り体験 など

#### ②「山」を活用したエコツアー

伊豆半島の大部分は山間地となっており、半島中央部には、伊豆半島最高峰の万三郎岳や万二郎岳、遠笠山等からなる天城連山がそびえ、広大な国有林が広がっています。また、伊豆半島の山は、急峻な地形が海岸近くまで迫っている風景から、集落に溶け込み懐かしさを覚える里山風景まで、バリエーションに富んだ表情を見せてくれます。

また、伊豆半島の山には、ブナ林やモリアオガエルなどをはじめとする貴重な動植物の生息地があるほか、ジオポイントも数多く存在しています。

これら山の資源をエコツーリズムに積極利用することで、豊かな山の保全・再生・管理に役立てるとともに、エコツーリズムの「楽しむ」、「学び」、「伝える」を通して、観光や地域の振興につなげ、さらに今後の新たな活動・取組を生み出すきっかけとします。

#### <主なエコツアーの内容>

- ・登山
- ・トレッキング
- ・トレイルランニング など

#### ③「川」を活用したエコツアー

伊豆半島には、天城連山を源として、太平洋側としては珍しく南から北に向かって流れる狩野川があります。その他の川は狩野川ほどの流域を有していませんが、山から海までの流下距離が短く、動植物が上流域・中流域・下流域にわたって広く生息するなどの特徴があります。

また、伊豆半島の川には、アユやアマゴなどの動植物が生息しているほか、ジオポイントも数多く存在しています。

これら川の資源をエコツアーリズムに積極利用することで、豊かな川の保全・管理に役立てるとともに、エコツアーリズムの「楽しみ」、「学び」、「伝える」を通して、観光や地域の振興につなげ、さらに今後の新たな活動・取組を生み出すきっかけとします。

#### <主なエコツアーの内容>

- ・沢登り
- ・滝遊び
- ・川遊び など

#### ④「歴史・文化」を活用したエコツアー

伊豆半島の歴史・文化として特筆されるものに、伊豆石とその石丁場が挙げられます。伊豆石は伊豆半島特産の石材で、その独自の風合いから、各種石造建築をはじめ一般家屋にも使われてきました。

また、伊豆半島は古来より地震・火山噴火が多い地域であったため、自然災害への脅威は神への畏怖へとつながり、神の怒りを鎮めるために多くの神社が建てられています。

さらに、火山活動の恩恵である温泉資源は文学者にも愛され、伊豆の自然や素朴な人々に魅了された多くの文学者が伊豆を訪れています。

これら歴史・文化の資源をエコツアーリズムに積極利用することで、歴史・文化の保全・継承に役立てるとともに、エコツアーリズムの「楽しみ」、「学び」、「伝える」を通して、観光や地域の振興につなげ、さらに今後の新たな活動・取組を生み出すきっかけとします。

#### <主なエコツアーの内容>

- ・歴史探訪（まち歩き） など

### (3) 実施される場所

エコツアーの実施場所は、伊豆半島エコツアーリズム推進地域全体とします。

### (4) プログラムの実施主体

- ・既存の事業者（ツアー実施者）
- ・認定ジオガイド
- ・その他

### 3-3 モニタリング及び評価

#### (1) モニタリングの対象と方法

- ・ 定量的手法：既に一部で実施されているモニタリング（事例紹介を交える）を継続、協議会にて情報を集約します。
- ・ 定性的手法：ツアー実施者を中心として、対象となる自然観光資源に接する者が変化等に気付いた場合に協議会に報告、情報を集約します。

#### (2) モニタリングにあたっての各主体の役割

- ・ ツアー実施者、参加者、協議会、関係団体、有識者・専門家、行政

#### (3) 評価の方法

- ・ 調査や各主体から報告された内容・データをもとに、現状把握と今後の課題の明確化と対応策の協議を目的に、年に1回、評価を実施します。

#### (4) 専門家や研究者などの関与の方法

- ・ 既存のモニタリングにおける関与
- ・ 新たに詳細な調査等が必要と判断された場合は、協議会より専門家・研究者に関与を依頼

#### (5) モニタリング及び評価結果の反映方法

- ・ モニタリング結果について定期的に協議会において協議・検討し、既存の枠組みでは対応できない場合は、新たなルールの検討や、特定自然観光資源への指定を検討

### 3-4 その他

#### (1) 地域内外への主な情報提供の方法

- ・ 協議会や構成市町のHP、広報による情報発信
- ・ マスメディアへの情報提供（プレスリリース等）
- ・ 観光施設等へのポスター掲示、リーフレットの作成・頒布（協議会・構成市町・VC など）

#### (2) ガイドなどの育成または研鑽の方法

- ・ 既存のジオガイド講習会の充実

#### (3) その他

- ・ 新規参入事業者への対応など

## 第4章 自然観光資源の保護及び育成

---

「伊豆半島ジオパーク」における自然観光資源の多くは、既存の法令等により保全が図られていると判断されるため、特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、今後既存法令等で対処できない等の事態が発生すると考えられる場合には、協議会において特定自然観光資源の指定について検討します。

## 第5章 協議会の参加主体

伊豆半島におけるエコツーリズムは、「伊豆半島ジオパーク推進協議会」の構成員の連携・協働により推進していきます。

「伊豆半島ジオパーク推進協議会」は、伊豆半島におけるエコツーリズム推進の方向性を定め、それを確認・共有することを目的とした取組体制を構築し、所掌事項について協議、合意形成を図ります。また、協議会で合意が得られたものは、エコツーリズムの推進に関わる地域全体の意向を表すものとして捉えて事業に取り組みほか、合意事項に係る行政機関や各種団体等については、その反映に努めるものとします。

表. 協議会の参加主体

県
静岡県
市町
沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町
観光団体
NPO 法人沼津観光協会、戸田観光協会、(社) 熱海市観光協会、(社) 三島市観光協会、(社) 伊東観光協会、(社) 下田市観光協会、(社) 伊豆市観光協会、(社) 伊豆の国市観光協会、(社) 東伊豆町観光協会、(社) 河津町観光協会、松崎町観光協会、西伊豆町観光協会、堂ヶ島温泉旅館組合、函南町観光協会、清水町観光協会、ながいずみ観光交流協会
商工団体
沼津商工会議所、沼津市商工会、熱海商工会議所、三島商工会議所、伊東商工会議所、下田市商工会議所、伊豆市商工会、伊豆の国市商工会、東伊豆町商工会、河津町商工会、南伊豆町商工会、松崎町商工会、西伊豆町商工会、清水町商工会、長泉町商工会
外郭団体
静岡県道路公社
民間団体
伊豆箱根鉄道株式会社、伊豆箱根バス株式会社、静岡県タクシー協会伊豆部会、東海自動車株式会社、株式会社伊豆バス、株式会社エスパルスドリームフェリー、伊豆急ホールディングス株式会社、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク、(社) 三島建設業協会、(社) 下田建設業協会、株式会社静岡銀行、沼津信用金庫、三島信用金庫
活動団体
伊豆半島ジオガイド協会、伊東ジオマリンクラブ、ジオテラス、NPO 法人まちこん伊東、天城自然ガイドクラブ
研究機関
静岡大学防災総合センター
国の機関
環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所、国土交通省沼津河川国道事務所、林野庁伊豆森林管理署、気象庁静岡地方気象台

## 第6章 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

### 6-1 環境教育の場としての活用と普及啓発

#### (1) ガイダンス及びプログラムの実施にあたっての留意点

ガイドツアーを実施するに当たっては、体験を通じて自然への理解を深める機会を提供するほか、環境問題について考える機会を提供するといった点を考慮し、参加者の気づきを促すような構成となるよう工夫します。また、事業者が、環境学習の要素を織り込んだプログラムの講師となるなど、社会教育・学校教育とも連携した取組を進めます。

#### (2) 地域住民に対する普及啓発の方法

地域住民に対しては、伊豆半島の自然、文化及び歴史に対する普及啓発を行い、地域の魅力の認識及びエコツーリズムに対する理解を深め、地域に寄与する意識を育みます。

地域住民の環境問題への理解を、体験を通じて深めるために、地域の自然観光資源探しへの参加を促したり、補助的な役割でエコツアーの運営に関わってもらったりするなど、できるだけ多くの地域住民がエコツアーに関わる機会を提供します。

また、地域住民に対してウェブサイトやメディア等を通じて積極的に情報発信するとともに、イベントやフォーラム等の機会を利用してエコツーリズムの取組を普及啓発します。また、住民ガイドなどエコツーリズムに積極的に関われる場を提供します。

さらに、地域住民を対象としたツアーの実施について検討するとともに、他のツアーにも地域住民が関われる機会をできるだけ提供することで、普及啓発を進めます。加えて、子供たちにも自然環境への理解を深めてもらうため、子供たちが参加しやすいプログラムづくりを目指します。

### 6-2 他の法令や計画等との関係及び整合

エコツーリズムの実施・推進にあたっては、自然観光資源に関する主な法令や、関連する計画・制度等を遵守します。

表. エコツーリズムに関係する主な法令（自然観光資源に関する主な法令）

名称	指定対象物及び内容	担当部局
自然公園法	○富士箱根伊豆国立公園 工作物の新增改築、木竹の伐採、植物の採取、 鉱物や土石の採取の禁止、広告物の設置等	環境省、静岡県
自然環境保全法	○函南原生林、愛鷹山自然環境保全地域 工作物の新增改築、木竹の伐採、指定された 動物の捕獲及び植物の採取、鉱物や土石の採 取の禁止等	環境省
文化財保護法	○天然記念物、有形・無形文化財等 現状の変更や保存に影響を及ぼす行為の禁	文化庁、静岡県教育 委員会

	止	
森林法	○保安林、民有林 立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取の禁止等、土地の形質の変更（掘削、盛土等）等の制限等	林野庁（関東森林管理局・伊豆森林管理署）、静岡県（東部農林事務所）
国有林野の管理経営に関する法律	○国有林野 国有林野の適正かつ効率的な管理経営の実施に関する事項（貸付け、売払い等の手続き等）	林野庁（関東森林管理局・伊豆森林管理署）
海岸法	○海岸保全区域、一般公共海岸区域 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する。	国土交通省、静岡県
河川法	○狩野川、柿田川、河津川 土地の占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の制限等	国土交通省（沼津河川国道事務所） 静岡県（沼津・熱海・下田土木事務所）

表. エコツーリズムに関係する主な法令（自然観光資源に関する主な法令以外のもの）

名称	内容	担当部局
旅行業法	旅行業を営む場合の登録	観光庁、静岡県
道路交通法	道路を通行する場合の規制等	警察庁
道路運送法	旅客を自動車で運送する場合の許可制度	国土交通省
医師法	医療行為に関する規制	厚生労働省
食品衛生法	食品の安全性確保に関する規制	厚生労働省
静岡県自然環境保全条例	工作物の新增改築、木竹の伐採、指定された動物の捕獲及び植物の採取、鉱物や土石の採取の禁止等	静岡県（環境部環境局自然保護課）

表. その他関係市町の計画・制度

計画	位置づけ	担当部局
総合計画	「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」を掲げ、静岡県が策定した総合計画	静岡県
ふじのくに観光躍進基本計画	アジアの経済成長、国内外の観光地間の競争激化、観光形態やニーズの変化などに的確に対応するための施策	静岡県
伊豆地域森林計画 富士地域森林計画	県が策定する地域森林計画は「森林のマスタープラン」となるよう位置づけている。	静岡県（東部農林事務所、賀茂農林事務所）



静岡県環境基本計画	静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。	静岡県
伊豆半島景観形成行動計画	「ふじのくに景観形成計画（平成29年3月、静岡県）」、「ふじのくに色彩・デザイン指針（平成26年7月、静岡県）」、「ふじのくに観光躍進基本計画（平成26年3月、静岡県）」、「伊豆半島グランドデザイン（平成25年3月、静岡県）」等の関連計画を踏まえて策定。	静岡県

### 6-3 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和

伊豆半島のエコツーリズムの推進にあたっては、漁業関係者をはじめとする既存産業や、土地所有者との連携・調和を図っていきます。

### 6-4 地域の生活や習わしへの配慮

ガイドツアーの実施にあたっては、地域住民の生活や習わし等の文化的活動に影響が及ばないように最大限配慮します。

具体的には、ツアー実施者は、個人の敷地や農地、漁場等に立ち入る場合は、関係者に対して事前に十分な説明を行って承諾を得るとともに、参加者がガイドの案内なしに、これらの土地等に立ち入らないようにします。

また、ツアー実施者は、ツアーの目的や時期等について、事前に地域住民に十分説明して理解を得るとともに、自然観光資源が地域住民にとって貴重な財産であるとの認識のもと、地域住民がその恩恵を将来にわたって受け続けることができるよう、地域住民の生活や文化に配慮しながら、持続可能な利活用に努めます。

### 6-5 安全管理

ツアー実施において、参加者とツアー実施者の安全確保は最も重要です。ツアー実施者はツアーを行う上でのルールを遵守することに加え、万が一の災害にも対応できるよう平時から準備を進めるなど、さらなる安全性の確保を目指して積極的に取り組みます。

また、安全確保の重要性について、参加者への啓発活動に取り組みます。

### 6-6 全体構想の公表

全体構想を作成、変更、廃止等を行ったときは、協議会及び構成市町のホームページ等で遅滞なく周知します。

### 6-7 全体構想の見直し

全体構想は、協議会において毎年度進捗状況について把握、整理するとともに、おおむね5年ごとに見直しを行います。

## 【参考】用語解説

ア行	
エコツアー	・ エコツーリズムの考え方を実践するためのツアーのこと。自然の中を探訪するツアーだけでなく、生活文化を題材としたような体験ツアーもエコツアーの範疇となる。
エコツーリズム	・ 自然環境や歴史文化を体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方のこと。
サ行	
ジオツーリズム	・ ジオパークの中で住民によって行われる、地域の発展のための観光のあり方のこと。
ジオパーク	・ 地質学的にみて国際的な価値のあるサイトが、「保護」、「教育」、「持続可能な開発」のそれぞれの観点を合わせ持って管理されているエリア
自然観光資源	・ 「動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係る観光資源」または「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」のこと。